



FAMIC(ファミック)

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

FAMIC メールマガジン 第 814 号 (一部抜粋)



令和 2 年 1 月 29 日



5. ◇◇ 最近の話題・キーワード ◇◇

◆ 肥料取締法の改正について ◆



我が国では、農業者の方等に安全で効果的な肥料を使っていたくため、昭和 25 年に「肥料取締法」を定め、肥料の品質・安全性の確保を図ってきました。時代の変化と共に生じた様々な課題を改善するため、令和元年 12 月、肥料取締法が改正されました。

肥料は、りん鉱石や加里鉱石など代表的な原料のほとんどを輸入に頼っています。世界的に肥料の需要が高まる中で、原料価格が高騰し、肥料価格が上がるのが懸念されています。工場などで食品等の製品を作る際に出る不要物など（産業副産物）には、植物の生育に重要な成分を含むものがあり、また、国内で安く調達できるため、代替原料として注目されてきました。今回の改正では、より多くの産業副産物が活用されるよう、どのような産業副産物を肥料原料として使えるか、規格として明らかにすることになりました。これにより、肥料価格の低減が期待されます。

一方、産業副産物には、重金属等の有害成分が含まれたり、肥料の効果がないものがあります。肥料の品質や安全性を確保するため、規格に合う産業副産物を使用したか後から確認できるよう、今回の改正では、事業者における肥料原料の名称や仕入れ先などを記録した帳簿の備え付けが義務化されました。

また、帳簿管理を含め、事業者による品質や安全性を確保するための取組が重要になっていることを受け、法律の名称も「肥料の品質の確保等に関する法律」へ変わります。

今回の改正では以上の他に、堆肥と化学肥料を混ぜた肥料を使いたい等の農業者の要望により柔軟に対応するとともに、安心して肥料を使用するために必要な表示を行うための内容が盛り込まれています。

肥料制度の見直しに関する詳細は農林水産省ホームページをご覧ください。

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k\\_hiryo/index.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/index.html)

これらは、令和 3 年までかけて段階的に施行される予定で、今後関連する政省令等を見直しが進められる予定です。

FAMIC は農林水産省と連携して、今後の制度作りに技術的に貢献していきます。

